

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和5年（2023年）1月25日付け山口警監第42号で行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、別表に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の判断は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和4年12月26日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「令和4年7月26日山口警監第251号で部分開示のあったものについて、平成30年2月20日付けにかかる第3回弁論準備手続調書から第13回のものまでの計58枚」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）として、以下24件を特定した。

文書1 損害賠償請求事件の弁論準備手続の結果について（平成30年2月20日付け）

文書2 第3回弁論準備手続調書（訴訟手続の経過について裁判所が作成したもの）

文書3 損害賠償請求事件の弁論準備手続の結果について（平成30年4月17日付け）

文書4 第4回弁論準備手続調書（訴訟手続の経過について裁判所が作成したもの）

文書5 損害賠償請求事件の弁論準備手続の結果について（平成30年7月9日付け）

文書6 第5回弁論準備手続調書（訴訟手続の経過について裁判所が作成したもの）

文書7 損害賠償請求事件の弁論準備手続の結果について（平成30年9月18日付け）

文書8 第6回弁論準備手続調書（訴訟手続の経過について裁判所が作成したもの）

文書9 損害賠償請求事件の弁論準備手続の結果について（平成30年12月10日付け）

文書10 第7回弁論準備手続調書（訴訟手続の経過について裁判所が作成したもの）

- 文書11 事務連絡（ファクシミリ用）（平成30年12月25日付け）
- 文書12 損害賠償請求事件の弁論準備手続の結果について（平成31年2月1日付け）
- 文書13 第8回弁論準備手続調書（訴訟手続の経過について裁判所が作成したもの）
- 文書14 損害賠償請求事件の弁論準備手続の結果について（平成31年4月12日付け）
- 文書15 第9回弁論準備手続調書（訴訟手続の経過について裁判所が作成したもの）
- 文書16 損害賠償請求事件の弁論準備手続の結果について（令和元年6月14日付け）
- 文書17 第10回弁論準備手続調書（訴訟手続の経過について裁判所が作成したもの）
- 文書18 損害賠償請求事件の弁論準備手続の結果について（令和元年8月20日付け）
- 文書19 第11回弁論準備手続調書（訴訟手続の経過について裁判所が作成したもの）
- 文書20 争点整理案（暫定）（山口地方裁判所作成のもの）
- 文書21 損害賠償請求事件の弁論準備手続の結果について（令和元年11月25日付け）
- 文書22 第12回弁論準備手続調書（訴訟手続の経過について裁判所が作成したもの）
- 文書23 損害賠償請求事件の弁論準備手続の結果について（令和元年12月18日付け）
- 文書24 第13回弁論準備手続調書（訴訟手続の経過について裁判所が作成したもの）

3 実施機関の処分

実施機関は、上記2の公文書について、令和5年1月25日付で本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年2月7日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるといふものである。

2 審査請求の理由

(省略)

3 実施機関の理由説明に対する意見

(省略)

第4 実施機関の説明要旨（弁明書より）

(省略)

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、上記第2のとおり、実施機関が当事者となった損害賠償請求事件に関する文書であり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第11条各号（非開示事由）の該当性について

(1) 条例第11条について

ア 第2号について

条例第11条は、実施機関は、第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する情報については、開示することとされている。

また、条例第11条第2号に係る運用として、「氏名等を削除したとしても、公文書のそれ以外の情報から、又はそれ以外の情報と容易に取得し得る他の情報とを照合することにより、特定の個人が推測できるものについては、当該公文書のそれ以外の情報も開示しない」とされている。

イ 第3号について

条例第11条は、実施機関は、第3号に規定する「法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、原則として法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障しようとする趣旨である。

しかし、公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからハまでに規定する「法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」、「法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」及び「イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」については、開示をしないことができる情報から除くこととされている。

なお、「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業内容、事業資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、「不利益を与えるおそれがあるも」に該当する情報の典型的なもの及び具体例としては、販売上のノウハウに関する情報として顧客名簿や新製品の販売計画書、工場設備投資計画書などが、信用上不利益を与える情報として不祥事件報告書などが、人事等専ら法人の内部管理の情報として内部監査実施状況報告書などが考えられている。

また、「危害」とは、現に発生しているか、将来発生するであろうことが確実である人の生命等に対する危険及び損害をいい、「保護する」とは、未然防止、排除、拡大防止又は再発防止をいい、「イ又はロに掲げる情報に準ずる情報」とは、生活環境、自然環境の破壊等に関する情報をいうものと考えられている。

ウ 第5号について

条例第11条は、実施機関は、第5号に規定する「県の機関（県が設立した地方独立行政法人を含む。以下同じ。）又は国等の機関（県の機関を除く。以下同じ。）の事務又は事業に係る意思形成の過程において行われる県の機関の内部若しくは相互間又は県の機関と国等の機関との間における審議、調査、研究、協議等に関する情報であって、公開することにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」は開示しないことができるとしている。

これは、県の機関又は国等の機関の事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれのある情報を非開示とすることを定めたものであり、例えば、行政内部で審議中の案件又は内容の正確性の確認を終了していない資料等で、公開することにより、県民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれがある情報、行政内部の会議、意見交換の記録等で、公開することにより、行政内部の自由な意見又は情報の交換が妨げられるおそれがある情報等が該当するとされている。

また、「意思形成の過程」とは、特定の事務又は事業における個々の決定手続等が終了するまでの過程のほか、当該事務又は事業が複数の決定手続等を要する場合には、当該事案に係る全体としての最終的な意思決定が終了するまでの過程をいうとされている。

なお、「著しい支障が生ずるおそれ」があるかどうかについては、実施機関

の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「支障」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

エ 第6号について

条例第11条は、実施機関は、第6号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

ここで、「検査、監査、取締り等の計画又は実施細目」とは、立入検査、指導監査、漁業取締、税務調査、各種の監視・巡視等の事務又は事業における計画やその方針、内容等の情報をいい、「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいい、「円滑な実施を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になることなどをいうとされており、実施の目的を失わせる情報の具体例としては、漁業法、食品衛生法、建築基準法等の違反に対する取締りに関する情報や社会福祉施設の指導監査に関する調査書などが考えられている。

なお、「著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

(2) 判断

審査会において、本件公文書をインカメラ審理により実際に見分し、実施機関が非開示とした部分の情報が条例第11条各号に該当するかを検討したところ、以下の通りであった。

ア 条例第11条第2号該当性について

① 文書1

「作成者の記名押印」欄に、警部補以下の警察職員の氏名及び印影が記載されていることを確認した。

また、「見出し」、「事件名等の1行目」、「7 その他」、に個人を識別し得る情報が記載されていることを確認した。これらの情報は、条例第11条第2号に該当し、非開示が妥当である。

一方で、「日時、場所」、「次回期日」、「別添「手続きの状況」欄の22、28行目」の非開示部分に記載されている情報については、開示しても個人を識別し得ることは困難と考えられるため、開示が妥当である。

② 文書2

受命裁判官及び裁判所書記官の押印欄に、それぞれ個人の印影が記載されていることを確認した。

また、「事件の表示」欄に、事件番号が記載されていることを確認した。

また、「出頭した当事者等の被告指定代理人」欄に、警部補以下の警察職員の氏名が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも条例第11条第2号に該当し、非開示が妥当である。

一方、「期日」欄、「場所等」欄、「指定期日」欄、「被告」欄の1行目の非開示部分に記載された情報については、開示しても個人を識別し得ることは困難と考えられるため、開示が妥当である。

③ 文書3

「作成者の記名押印」欄に、警部補以下の警察職員の氏名及び印影が記載されていることを確認した。

また、「見出し」欄、「事件名等」欄の1行目に個人を識別し得る情報が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも条例第11条第2号に該当し、非開示が妥当である。

一方、「日時、場所」欄、「次回期日」欄、「別添3頁目「手続きの状況」」欄の26、28行目の非開示部分に記載された情報については、開示しても個人を識別し得ることは困難と考えられるため、開示が妥当である。

④ 文書4

受命裁判官及び裁判所書記官の押印欄に、それぞれ個人の印影が記載されていることを確認した。

また、「事件の表示」欄に、事件番号が記載されていることを確認した。

また、「出頭した当事者等の被告指定代理人」欄に、警部補以下の警察職員の氏名が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも条例第11条第2号に該当し、非開示が妥当である。

一方、「期日」欄、「場所等」欄、「指定期日」欄、「被告」欄2の1行目、「原告」欄2の1行目の非開示部分に記載された情報については、開示しても個人を識別し得ることは困難と考えられるため、開示が妥当である。

⑤ 文書 5

「作成者の記名押印」欄に、警部補以下の警察職員の氏名及び印影が記載されていることを確認した。

また、「見出し」欄、「事件名等」欄の1行目に個人を識別し得る情報が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも条例第11条第2号に該当し、非開示が妥当である。

一方、「日時、場所」欄、「次回期日」欄、「別添3頁目「手続きの状況」」欄の3、4行目の非開示部分に記載された情報については、開示しても個人を識別し得ることは困難と考えられるため、開示が妥当である。

⑥ 文書 6

受命裁判官及び裁判所書記官の押印欄に、それぞれ個人の印影が記載されていることを確認した。

また、「事件の表示」欄に事件番号が記載されていることを確認した。

また、「出頭した当事者等の被告指定代理人」欄に、警部補以下の警察職員の氏名が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも条例第11条第2号に該当し、非開示が妥当である。

一方、「期日」欄、「場所等」欄、「指定期日」欄、「被告」欄2の1行目、「原告」欄2の1行目、「当事者双方」欄の1行目の非開示部分に記載された情報については、開示しても個人を識別し得ることは困難と考えられるため、開示が妥当である。

⑦ 文書 7

「作成者の記名押印」欄に、警部補以下の警察職員の氏名及び印影が記載されていることを確認した。

また、「見出し」欄、「事件名等」欄の1行目に個人を識別し得る情報が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも条例第11条第2号に該当し、非開示が妥当である。

一方、「日時、場所」欄、「次回期日」欄、「別添「手続きの状況」」欄の下から3及び2行目の非開示部分に記載された情報については、開示しても個人を識別し得ることは困難と考えられるため、開示が妥当である。

⑧ 文書 8

受命裁判官及び裁判所書記官の押印欄に、それぞれ個人の印影が記載されていることを確認した。

また、「事件の表示」欄に事件番号が記載されていることを確認した。

また、「出頭した当事者等の被告指定代理人」欄に、警部補以下の警察職

員の氏名が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも条例第11条第2号に該当し、非開示が妥当である。

一方、「期日」欄、「場所等」欄、「指定期日」欄、「原告」欄2の1行目の非開示部分に記載された情報については、開示しても個人を識別し得ることは困難と考えられるため、開示が妥当である。

⑨ 文書9

「作成者の記名押印」欄に、警部補以下の警察職員の氏名及び印影が記載されていることを確認した。

また、「見出し」欄、「事件名等」欄の1行目個人を識別し得る情報が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも条例第11条第2号に該当し、非開示が妥当である。

一方、「日時、場所」欄、「次回期日」欄、「別添「手続きの状況」」欄の、1頁目の5、21、23、31、37行目と、2頁目の3、5～7行目の非開示部分に記載された情報については、開示しても個人を識別し得ることは困難と考えられるため、開示が妥当である。

⑩ 文書10

受命裁判官及び裁判所書記官の押印欄に、それぞれ個人の印影が記載されていることを確認した。

また、「事件の表示」欄に事件番号が記載されていることを確認した。

また、「出頭した当事者等の被告指定代理人」欄に、警部補以下の警察職員の氏名が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも条例第11条第2号に該当し、非開示が妥当である。

一方、「期日」欄、「場所等」欄、「指定期日」欄、「原告」欄3の1行目の非開示部分に記載された情報については、開示しても個人を識別し得ることは困難と考えられるため、開示が妥当である。

⑪ 文書11

「事件番号」欄、「原告」欄、「本文」1行目、本文下方のメモ書き部分、(別紙)の非開示部分に、個人を識別し得る情報が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも条例第11条第2号に該当し、非開示が妥当である。

⑫ 文書12

「決裁印欄のうち係員」欄に、警部補以下の警察職員の印影が記載されてい

ることを確認した。

また、「作成者の記名押印」欄に、警部補以下の警察職員の氏名及び印影が記載されていることを確認した。

また、「見出し」欄、「事件名等」欄の1行目に個人を識別し得る情報が記載されていることを確認した。

また、「別添「手続きの状況」」欄の、1頁目の16、19、22行目に個人を識別し得る情報が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも条例第11条第2号に該当し、非開示が妥当である。

一方、「日時、場所」欄、「次回期日」欄、と、「別添「手続きの状況」」欄の2頁目の14行目の非開示部分に記載された情報については、開示しても個人を識別し得ることは困難と考えられるため、開示が妥当である。

⑬ 文書13

受命裁判官及び裁判所書記官の押印欄に、それぞれ個人の印影が記載されていることを確認した。

また、「事件の表示」欄に事件番号が記載されていることを確認した。

また、「出頭した当事者等の被告指定代理人」欄に、警部補以下の警察職員の氏名が記載されていることを確認した。

一方、「期日」欄、「場所等」欄、「指定期日」欄、「被告」欄の1行目の非開示部分に記載された情報については、開示しても個人を識別し得ることは困難と考えられるため、開示が妥当である。

⑭ 文書14

「作成者の記名押印」欄に、警部補以下の警察職員の氏名及び印影が記載されていることを確認した。

また、「見出し」欄、「事件名等」欄の1行目に個人を識別し得る情報が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも条例第11条第2号に該当し、非開示が妥当である。

一方、「日時、場所」欄、「次回期日」欄、「別添「手続きの状況」」欄の19、21行目の非開示部分に記載された情報については、開示しても個人を識別し得ることは困難と考えられるため、開示が妥当である。

⑮ 文書15

受命裁判官及び裁判所書記官の押印欄に、それぞれ個人の印影が記載されていることを確認した。

また、「事件の表示」欄に事件番号が記載されていることを確認した。

また、「出頭した当事者等の被告指定代理人」欄に、警部補以下の警察職員

の氏名が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも条例第11条第2号に該当し、非開示が妥当である。

一方、「期日」欄、「場所等」欄、「指定期日」欄、「原告」欄2の1行目の非開示部分に記載された情報については、開示しても個人を識別し得ることは困難と考えられるため、開示が妥当である。

⑯ 文書16

「作成者の記名押印」欄に、警部補以下の警察職員の氏名及び印影が記載されていることを確認した。

また、「見出し」欄、「事件名等」欄の1行目に個人を識別し得る情報が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも条例第11条第2号に該当し、非開示が妥当である。

一方、「日時、場所」欄、「次回期日」欄、「別添「手続きの状況」」欄の35、37行目の非開示部分に記載された情報については、開示しても個人を識別し得ることは困難と考えられるため、開示が妥当である。

⑰ 文書17

受命裁判官及び裁判所書記官の押印欄に、それぞれ個人の印影が記載されていることを確認した。

また、「事件の表示」欄に事件番号が記載されていることを確認した。

また、「出頭した当事者等の被告指定代理人」欄に、警部補以下の警察職員の氏名が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも条例第11条第2号に該当し、非開示が妥当である。

一方、「期日」欄、「場所等」欄、「指定期日」欄、「被告」欄2の1行目の非開示部分に記載された情報については、開示しても個人を識別し得ることは困難と考えられるため、開示が妥当である。

⑱ 文書18

「作成者の記名押印」欄に、警部補以下の警察職員の氏名及び印影が記載されていることを確認した。

また、「見出し」欄、「事件名等」欄の1行目に個人を識別し得る情報が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも条例第11条第2号に該当し、非開示が妥当である。

一方、「日時、場所」欄、「次回期日」欄、「別添「手続きの状況」」欄の36、37行目の非開示部分に記載された情報については、開示しても個人を識別し得ることは困難と考えられるため、開示が妥当である。

⑲ 文書 19

受命裁判官及び裁判所書記官の押印欄に、それぞれ個人の印影が記載されていることを確認した。

また、「事件の表示」欄に事件番号が記載されていることを確認した。

また、「出頭した当事者等の被告指定代理人」欄に、警部補以下の警察職員の氏名が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも条例第11条第2号に該当し、非開示が妥当である。

一方、「期日」欄、「場所等」欄、「指定期日」欄の非開示部分に記載された情報については、開示しても個人を識別し得ることは困難と考えられるため、開示が妥当である。

⑳ 文書 20

1頁目の1行目、2頁目の11～13行目、6頁目の21行目に個人を識別し得る情報が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも条例第11条第2号に該当し、非開示が妥当である。

㉑ 文書 21

「作成者の記名押印」欄に、警部補以下の警察職員の氏名及び印影が記載されていることを確認した。

また、「見出し」欄、「事件名等」欄の1行目に個人を識別し得る情報が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも条例第11条第2号に該当し、非開示が妥当である。

一方、「日時、場所」欄、「次回期日」欄、「別添2頁目「手続きの状況」」欄の8、9行目の非開示部分に記載された情報については、開示しても個人を識別し得ることは困難と考えられるため、開示が妥当である。

㉒ 文書 22

受命裁判官及び裁判所書記官の押印欄に、それぞれ個人の印影が記載されていることを確認した。

また、「事件の表示」欄に事件番号が記載されていることを確認した。

また、「出頭した当事者等の被告指定代理人」欄に、警部補以下の警察職員の氏名が記載されていることを確認した。

一方、「期日」欄、「場所等」欄、「指定期日」欄、「原告」欄の1行目、「被告」欄の1行目の非開示部分に記載された情報については、開示しても個人を識別し得ることは困難と考えられるため、開示が妥当である。

㉓ 文書 2 3

「作成者の記名押印」欄に、警部補以下の警察職員の氏名及び印影が記載されていることを確認した。

また、「見出し」欄、「事件名等」欄の 1 行目に個人を識別し得る情報が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも条例第 1 1 条第 2 号に該当し、非開示が妥当である。

一方、「日時、場所」欄、「次回期日」欄、「別添 2 頁目「手続きの状況」」欄の 3 3、3 5 行目の非開示部分に記載された情報については、開示しても個人を識別し得ることは困難と考えられるため、開示が妥当である。

㉔ 文書 2 4

受命裁判官及び裁判所書記官の押印欄に、それぞれ個人の印影が記載されていることを確認した。

また、「事件の表示」欄に事件番号が記載されていることを確認した。

また、「出頭した当事者等の被告指定代理人」欄に、警部補以下の警察職員の氏名が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも条例第 1 1 条第 2 号に該当し、非開示が妥当である。

一方、「期日」欄、「場所等」欄、「指定期日」欄の非開示部分に記載された情報については、開示しても個人を識別し得ることは困難と考えられるため、開示が妥当である。

イ 条例第 1 1 条第 3 号該当性について

文書 1 1

「回答者氏名」欄に、原告争訟代理人弁護士の押印の印影が記載されていることを確認した。

この情報は、事業を営む個人である原告争訟代理人弁護士の当該事業に関する情報であり、押印の印影が模倣されることにより、当該個人に不利益を与えるおそれがあることから、条例第 1 1 条第 3 号に該当し、かつ、同号イ、ロ、ハ、ニのいずれにも該当しないため、非開示とすることが妥当である。

ウ 条例第 1 1 条第 5 号該当性について

① 文書 1

「6 裁判後における弁護士との協議結果（概要）」欄に、争訟事務に関する訴訟代理人との協議等の内容が具体的に記載されていることを確認した。

② 文書 3

「6 裁判後における弁護士との協議結果（概要）」欄に、争訟事務に関する訴訟代理人との協議等の内容が具体的に記載されていることを確認した。

③ 文書 9

「6 期日後弁護士協議」欄に、争訟事務に関する訴訟代理人との協議等の内容が具体的に記載されていることを確認した。

④ 文書 1 2

「6 期日後弁護士協議」欄に、争訟事務に関する訴訟代理人との協議等の内容が具体的に記載されていることを確認した。

⑤ 文書 1 4

「6 期日後弁護士協議」欄に、争訟事務に関する訴訟代理人との協議等の内容が具体的に記載されていることを確認した。

⑥ 文書 1 6

「6 期日後弁護士協議」欄に、争訟事務に関する訴訟代理人との協議等の内容が具体的に記載されていることを確認した。

⑦ 文書 1 8

「6 期日後弁護士協議」欄に、争訟事務に関する訴訟代理人との協議等の内容が具体的に記載されていることを確認した。

⑧ 文書 2 1

「6 期日後弁護士協議」欄に、争訟事務に関する訴訟代理人との協議等の内容が具体的に記載されていることを確認した。

⑨ 文書 2 3

「6 期日後弁護士協議」欄に、争訟事務に関する訴訟代理人との協議等の内容が具体的に記載されていることを確認した。

上記の非開示とした部分の情報は、いずれも争訟事務に関する訴訟代理人との具体的な協議等にかかる情報であることから、公開することにより、争訟事務に係る意思形成に著しい支障が生じる恐れがあると認められることから、非開示とすることが妥当である。

エ 条例第 1 1 条第 6 号該当性について

実施機関は、文書 2、文書 4、文書 6、文書 8、文書 1 0、文書 1 3、文書 1 5、文書 1 7、文書 1 9、文書 2 2、文書 2 4 において、それぞれ受命裁判官及び裁判所書記官の印影に係る情報が、条例第 1 1 条第 6 号に該当するとしているが、これらの情報は、上記アのとおり、条例第 1 1 条第 2 号に該当することから、条例第 1 1 条第 6 号該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

また、実施機関は、文書1、文書3の「6 裁判後における弁護士との協議結果（概要）」欄及び、文書9、文書12、文書14、文書16、文書18、文書21、文書23の「6 期日後弁護士協議」欄の争訟事務に関する訴訟代理人との協議等の内容に係る情報が、条例第11条第6号に該当するとしているが、これらの情報についても、上記イのとおり、条例第11条第5号に該当することから、条例第11条第6号該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

3 結論

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別表（審査会が開示すべきと判断した部分）

	公文書の件名	審査会が開示すべきと判断した部分
文書 1	損害賠償請求事件の弁論準備手続の結果について（平成30年2月20日付け）	「日時、場所」、「次回期日」、「別添「手続きの状況」欄の22、28行目」の非開示部分
文書 2	第3回弁論準備手続調書（訴訟手続の経過について裁判所が作成したもの）	「期日」欄、「場所等」欄、「指定期日」欄、「被告」欄の1行目の非開示部分
文書 3	損害賠償請求事件の弁論準備手続の結果について（平成30年4月17日付け）	「日時、場所」欄、「次回期日」欄、「別添3頁目「手続きの状況」」欄の26、28行目の非開示部分
文書 4	第4回弁論準備手続調書（訴訟手続の経過について裁判所が作成したもの）	「期日」欄、「場所等」欄、「指定期日」欄、「被告」欄2の1行目、「原告」欄2の1行目の非開示部分
文書 5	損害賠償請求事件の弁論準備手続の結果について（平成30年7月9日付け）	「日時、場所」欄、「次回期日」欄、「別添3頁目「手続きの状況」」欄の3、4行目の非開示部分
文書 6	第5回弁論準備手続調書（訴訟手続の経過について裁判所が作成したもの）	「期日」欄、「場所等」欄、「指定期日」欄、「被告」欄2の1行目、「原告」欄2の1行目、「当事者双方」欄の1行目の非開示部分
文書 7	損害賠償請求事件の弁論準備手続の結果について（平成30年9月18日付け）	「日時、場所」欄、「次回期日」欄、「別添「手続きの状況」」欄の下から3及び2行目の非開示部分
文書 8	第6回弁論準備手続調書（訴訟手続の経過について裁判所が作成したもの）	「期日」欄、「場所等」欄、「指定期日」欄、「原告」欄2の1行目の非開示部分
文書 9	損害賠償請求事件の弁論準備手続の結果について（平成30年12月10日付け）	「日時、場所」欄、「次回期日」欄、「別添「手続きの状況」」欄の、1頁目の5、21、23、31、37行目と、2頁目の3、5～7行目の非開示部分
文書 10	第7回弁論準備手続調書（訴訟手続の経過について裁判所が作成したもの）	「期日」欄、「場所等」欄、「指定期日」欄、「原告」欄3の1行目の非開示部分
文書 12	損害賠償請求事件の弁論準備手続の結果について（平成31年2月1日付け）	「日時、場所」欄、「次回期日」欄、と、「別添「手続きの状況」」欄の2頁目の14行目の非開示部分
文書 13	第8回弁論準備手続調書（訴訟手続の経過について裁判所が作成したもの）	「期日」欄、「場所等」欄、「指定期日」欄、「被告」欄の1行目の非開示部分

文書14	損害賠償請求事件の弁論準備 手続の結果について（平成 31年4月12日付け）	「日時、場所」欄、「次回期日」欄、「別添「手続き の状況」」欄の19、21行目の非開示部分
文書15	第9回弁論準備手続調書（訴 訟手続の経過について裁判所 が作成したもの）	「期日」欄、「場所等」欄、「指定期日」欄、「原 告」欄2の1行目の非開示部分
文書16	損害賠償請求事件の弁論準備 手続の結果について（令和元 年6月14日付け）	「日時、場所」欄、「次回期日」欄、「別添「手続き の状況」」欄の35、37行目の非開示部分
文書17	第10回弁論準備手続調書 （訴訟手続の経過について裁 判所が作成したもの）	「期日」欄、「場所等」欄、「指定期日」欄、「被 告」欄2の1行目の非開示部分
文書18	損害賠償請求事件の弁論準備 手続の結果について（令和元 年8月20日付け）	「日時、場所」欄、「次回期日」欄、「別添「手続き の状況」」欄の36、37行目の非開示部分
文書19	第11回弁論準備手続調書 （訴訟手続の経過について裁 判所が作成したもの）	「期日」欄、「場所等」欄、「指定期日」欄の非開示 部分
文書21	損害賠償請求事件の弁論準備 手続の結果について（令和元 年11月25日付け）	「日時、場所」欄、「次回期日」欄、「別添2頁目 「手続きの状況」」欄の8、9行目の非開示部分
文書22	第12回弁論準備手続調書 （訴訟手続の経過について裁 判所が作成したもの）	「期日」欄、「場所等」欄、「指定期日」欄、「原 告」欄の1行目、「被告」欄の1行目の非開示部分
文書23	損害賠償請求事件の弁論準備 手続の結果について（令和元 年12月18日付け）	「日時、場所」欄、「次回期日」欄、「別添2頁目 「手続きの状況」」欄の33、35行目の非開示部分
文書24	第13回弁論準備手続調書 （訴訟手続の経過について裁 判所が作成したもの）	「期日」欄、「場所等」欄、「指定期日」欄の非開示 部分

別紙

審査会の審査経過等

年	月	日	経	過
令和5年	5月	11日	実施機関から	諮問を受けた。
令和6年	3月	23日	事案の審議を	行った。
令和7年	1月	24日	事案の審議を	行った。
令和7年	3月	24日	事案の審議を	行った。
令和7年	5月	23日	事案の審議を	行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会第一部会員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
沖本 浩	弁護士	第一部会部会長
古林 照己	公認会計士	
服部 麻理子	獨協大学教授	第一部会 部会長職務代理者

(令和7年5月23日現在)